

7502.10、7502.20 1 .粗ニッケルの分類について

精錬工程（電解等の精製工程を含む。）の中間生産物であることが明らかな粗ニッケルの塊で、通常、全重量に対してニッケルとコバルトを合計 97%以上含有している物品は、原料等から一般に不純物として Co 以外に Fe、Cu、Si、S、C 又は O を含有しており、第 74 類の粗銅及び第 79 類の亜鉛の塊の分類との整合性の観点から第 75 類号注規定は適用されず、第 7502.10 号に分類することとする。

7508.90 1 .Forged nichrome

寸法：直径約 21.6 センチメートル×厚さ約 10.2 センチメートル（鍛造により切断）

直径約 19.1 センチメートル×厚さ約 10.2 センチメートル（鍛造により切断）

直径約 14.0 センチメートル×厚さ約 10.2 センチメートル（鍛造により切断）

計 3 組、230 キログラム

成分（％）:	C	Mn	Si	Cr	Fe	Ni
	0.04	0.10	1.38	19.14	0.16	残り

本品は、その表面が黒皮のままであり、凹凸の状態より鍛造方法で上記寸法のディスク状にしたものと認められる。

本品は、更に、円すい台状に機械加工（あなあけを含む）のうえ、ダンナー式ガラス管製造装置のガラス溶融炉から溶融ガラスを円筒状に連続して引き出すスリーブ部の先端に取り付けられるチップに使用されるものである。

第 75.02 項は、unwrought nickel であり、本品のような鍛造のもの unwrought とは言えない。又、関税率表解説第 72.14 項によると「長さが横断面の最大寸法以下の棒の切断片」は除外される（73.26）とあり、これを参考にして、ディスク状の本品には本号を適用する。